

青森県報

第四千百三十九号

平成二十八年
四月二十二日
(金曜日)

目次

規則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課)……………一

告示

国土調査の指定……………(農村整備課)……………一

公共測量の終了……………(監理課)……………二

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(会計管理課)……………二

公告

林業用種苗生産事業者の登録……………(林政課)……………二

出先機関

土地改良区の役員の就任……………(中南部地域)……………三

右 同……………(同)……………三

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)……………三

右 同……………(三八地域)……………三

土地改良区の役員の就任……………(西北地域)……………四

右 同……………(上北地域)……………四

土地改良区の役員の就任及び退任……………(下北地域)……………四

土地改良区の役員の就任……………(同)……………四

公安委員会

技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課)……………五

収用委員会……………

公示による通知……………(監理課)……………七

公営企業……………

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局)……………八

規則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号3(国)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

別表第四第一号中「5まで」を「6まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第二百十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、平成二十

八年四月十一日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平川市	大字南田中、字東林元、字中村井、字村内、字金屋上、字松元、字中松元、字下松元、字西松元、字上早稲田、字中早稲田、字下早稲田	平成二十八年四月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで
南部町	大字椴木字家ノ後、字大ゾーリ、字上羽黒、字下羽黒、字陣場、大字杉沢字上中荃、字猪留沢、字下中荃、大字片岸字大久保、字片岸、字上西河の一部、字坂ノ下、字沢ノ田、字砂押の一部、字砂場の一部、字中坪の一部、字夏沢道添、字鍋屋敷、字八木田、字八木田河原、字八木田下の一部、大字吉米地字朝日、字市蔵、字奥ノ沢、字上根岸の一部、字観音平、字下根岸の一部、字深山、字外染、字御嶽の一部、字築久保、字上河原、字沼廻の一部、字深田の一部、字大宝院前の一部、字大谷地の一部、字小谷地の一部、字堤添の一部、字五反田の一部、字滑線の一部	

青森県告示第三百一十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局津軽ダム工事事務所

二 測量の種類

公共測量（航空レーザ）

三 測量の期間

平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月二十六日まで

四 測量の地域

中津軽郡西目屋村

青森県告示第三百十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十八年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市中央一丁目三の三三

北北食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前

むつ市大湊新町一の一六

2 変更後

むつ市中央一丁目三の三三

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

二五〇 平成 六・四・一五	登録 番号 年月 日録	氏名 は又 名称	生産 事業 者
附 田 修 治	住 所	十和田市 大字三本 木西金の 崎五九の 二	生産 事業 の 内 容
採 取 精 選	種 苗	幼 苗	事 業 所
成 育 の 幼 苗	木 名	幼 苗 以外	
附 田 種 苗	稱 所 在 地	十和田市大 字三本木	

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	堀 口 忠 明	平 川 市 石 郷 村 元 一 四	平 成 六 ・ 三 ・ 一 五

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢榑木土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	小 山 内 満 春	弘 前 市 大 字 榑 木 字 牧 野 六 一 の 一	平 成 六 ・ 三 ・ 三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	工 藤 孝 一 鹿 内 隆 次	弘 前 市 大 字 撫 牛 子 四 丁 目 一 の 一 七 大 字 撫 牛 子 一 丁 目 三 の 五	平 成 六 ・ 三 ・ 四 就 任 六 ・ 三 ・ 三 退 任

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	福 村 清 美 川 村 哲 夫	三 戸 郡 五 戸 町 字 観 音 堂 五 の 一 字 下 新 井 田 六 四 の 二	平 成 六 ・ 四 ・ 一 就 任

山溜池土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員就任

理事	赤坂 榮治	福村 清美	前田 茂道	時田 宏	岩沢 由法	石ヶ森 公雄	松坂 孝	中川原 一義	手倉森 齊	川村 文雄	勝山 薫	和田 正夫	小渡 文雄
監事	川村 哲夫	小渡 文雄	和田 正夫	勝山 薫	川村 文雄	手倉森 齊	中川原 一義	松坂 孝	岩沢 由法	時田 宏	前田 茂道	赤坂 榮治	福村 清美
住所	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六	大字倉石石沢字石沢六六の六
退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任	六・三三退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、白

平成二十八年四月二十二日

西北地域県民局長 山本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	高橋 俊恵	五所川原市大字金山字泉九四の二	平成二〇一四

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

上北地域県民局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	古屋敷 齊	上北郡七戸町字上平二四の一	平成二〇一〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十二日

上北地域県民局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	--

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定

土地改良区の役員就任

理事	袴田 信男	上北郡おいらせ町間木三	平成 六・四・八就任
理事	松本 勝雄	木崎一〇〇	"
理事	川口 徹	下屋敷二二の一	"
理事	松村 一義	秋堂五七	"
理事	小向 正和	東下谷地二〇の四	"
理事	三村千代吉	松原一丁目七三の七一	"
理事	遠藤 廣志	中野平二二の一	"
理事	沼端 務	東後谷地七一	"
理事	田畑 実	深沢一丁目七三の七一	"
理事	工藤 與一	新田二〇の一	"
理事	苫米地正秋	木崎九六の三	"
監事	小向 徳一	下屋敷一五の一	"
監事	工藤 與一	新田二〇の一	"
監事	苫米地正秋	木崎九六の三	"
理事	袴田 信男	間木三	六・四・七退任
理事	松本 勝雄	木崎一〇〇	"
理事	川口 徹	下屋敷二二の一	"
理事	松村 一義	秋堂五七	"
理事	小向 正和	東下谷地二〇の四	"
理事	三村千代吉	松原一丁目七三の七一	"
理事	遠藤 廣志	下屋敷一五の一	"
理事	沼端 務	中野平二二の一	"
理事	田畑 実	東後谷地七一	"
理事	工藤 與一	深沢一丁目七三の七一	"
理事	苫米地正秋	新田二〇の一	"
理事	苫米地正秋	木崎九六の三	"

により公告する。

平成二十八年四月二十二日

下北地域県民局長 神 重 則

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	澤藤 一雄	むつ市大畑町兎沢二二七の七	平成六・四・四
監 事	濱田万亀雄	" 大畑町南町一四の一	"

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十八号

平成二十八年年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	期日	場所	審査項目
教習指導員（普自一）	平成二十八年五月三十日から同年六月八日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識
教習指導員（大型） （大特）	平成二十八年五月三十日から同年六月三十日まで	右 同	教習に関する技能及び知識

教習指導員 (大型一種)	技能検定員 (普通)	教習指導員 (普通)	技能検定員 (牽引) (大型) (中型) (大型特種)
一 平成二十八 年八月二十五 日午後五時 から八月二十六 日午前六時 まで	一 平成二十八 年八月二十五 日午前六時 から八月二十六 日午後三時 まで	二 平成二十八 年七月二十八 日午前八時 から七月二十九 日午後五時 まで	一 平成二十八 年七月二十八 日午前八時 から七月二十九 日午後五時 まで
右	右	右	右
教習に関する	技能検定に 関する技能 及び知識	教習に関 する技能及 び知識	技能検定に 関する技能 及び知識

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一月前から審査当日まで

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替へること。

技能検定員 (大自二)	教習指導員 (大自二)	技能検定員 (普通) (中) (大) (中) (大) (中) (大) (中) (大) (中)
一 平成二十八 年六月十八 日午後三時 から六月十九 日午前八時 まで	一 平成二十八 年六月十八 日午後三時 から六月十九 日午前八時 まで	二 平成二十八 年六月十八 日午後三時 から六月十九 日午前八時 まで
右	右	右
技能検定に 関する技能 及び知識	教習に関 する技能及 び知識	技能検定に 関する技能 及び知識

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

(一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二〇〇八一)(内線三三四)に問い合わせること。

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定によりすることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十八年四月二十二日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称
審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十八年五月八日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
秋庭 勲次郎 の相続人	相続人不明 ただし、最後の 本籍地 青森県むつ市大字田名部字土 手内74番地1住所 登記簿上の住所 青森県大湊田名部市大字田名 部字土手内74番地
秋庭 勝太郎	不明 ただし、最後の本籍地 青森県むつ市大字田名部字土 手内74番39号地
秋庭 勝藏	不明 ただし、最後の本籍地 青森県むつ市大字田名部字土 手内74番39号地
仲野 はつゑ の相続人	相続人不明 ただし、最後の 住所 青森県五所川原市大字小曲字 沼田97番地79
室館 修一	住所不明 ただし、住民票上 の住所地 秋田県秋田市茨島六丁目3番 26号 たひるアパート2-6
廣田 美和子 の相続人	相続人不明 ただし、最後の 本籍地 青森県むつ市大字田名部字土 手内74番地1

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
電算システム運用管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院医療情報部
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
三千一万五千三百六十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭